

氏名	大谷京子
学位の専攻分野の名称	博士（人間福祉）
学位記番号	甲人第9号（文部科学省への報告番号甲第392号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2012年3月16日
学位論文題目	日本の精神保健福祉領域における ソーシャルワーカーと精神障害当事者との関係性
論文審査委員	（主査）教授 小西 加保留 （副査）教授 芝野 松次郎 教授 松岡 克尚

論文内容の要旨

日本の精神保健福祉は、その政策が医療偏重、民間の医療機関偏重で進められてきたことや、法制度上の課題、社会的な偏見が払拭できないことなどを背景として、いわゆる「社会的入院」患者の膨大な数にも象徴されるように、多大な課題をいまだに抱えている現状がある。そうした状況のなかで、本領域のソーシャルワーカー（以下、Psychiatric Social Worker = PSW）は、クライアントへの支援のみならず、他職種と協働しつつ、地域活動を展開し、時には社会的防衛の一端を担いながらも、クライアントの権利擁護への取り組みを展開してきた。こうした取り組みの中には、優れて質の高いエキスパートによる実践が存在する半面、一方で、国家資格である精神保健福祉士として、その全体的な質的向上を求める声も高い。

こうした状況におかれる PSW 実践に関する研究については、その多くは実態調査に留まり、実践の内実について検証した研究は少なく、その実践を評価する指標も十分に開発されているとは言えない現状にある。従来 PSW に限らず、ソーシャルワーク実践の「核」には、「ソーシャルワーカー・クライアント関係」があるとされているが、特に精神保健福祉領域においては、疾病と障害の特性から、ワーカー・クライアント関係は他領域以上に重要とみなされながらも、場合によっては保護抑圧的な対応を取らざるを得ないという二面性を有することと、それに直面した PSW のジレンマが指摘されてきた。

こうした問題意識を踏まえて、本論文は、PSW 実践の内実を描写し、その実践行為を支える要素を抽出することにより、特にソーシャルワーカーと精神障害当事者との関係性に焦点づけて、それらの要素間の関連を明らかにすることを通して、その特質を浮かび上がらせ、さらにはそれによって PSW 実践の質的向上を目指すことを目的として行われた。

本論文の構成は以下のとおりである。

序章 本研究の目的・方法

第1章 問題の所在

第2章 理論的枠組み

第3章 精神保健福祉領域におけるソーシャルワーク実践の全体像把握のための質的調査

第4章 ソーシャルワーカー・クライアント関係に関わる概念の整理

第5章 関係性への影響因子の検証

第6章 結論：ソーシャルワーカー・精神障害当事者関係

第7章 実践と教育への提言

まず序章では、研究の背景と目的を述べた上で、本研究の方法について解説している。

研究方法は、演繹と帰納を循環させて包括的に実態を捉えるために Mixed-method の探索的順次デザインを採用している。Mixed-method は、量的・質的調査アプローチの両方を用いる調査デザインであり、双方の強みを用いる実用主義的方法として考案されたデザインである。

本研究で Mixed-method を採用した理由については、(1) PSW 実践の全体像が明らかにされておらず、日本における PSW の実践行為に密着したデータに基づき、構成要素を明らかにした上で仮説設定を行い、実践行為とそれに関連する要素を測定する指標を開発し、(2) さらに要素間の因果関係を検証し、PSW 実践に寄与するエビデンスを得る必要があったためとしている。

具体的な内容としては、まず PSW 実践を構成する中核となると予想される関係性に関わる理論的枠組みとして、エンパワメント理論とパターンリズムの双方についてレビューすると共に、実践の構成要素を抽出するための質的調査を精神障害当事者とエキスパート PSW に対して実施している。そこから実践要素として「関係性」「自己規定」「対象者観」を抽出し、次に各概念に関する先行研究を踏まえ、要素を構成する項目群を設定した上で量的調査を3回実施し、各要素の内容とそれらの関連を実証するというデザイン設計が採用されたことが述べられている。

次に第1章では、日本の精神保健福祉領域の歴史的背景を概観することによって、PSW が置かれている現状に関連させて本研究の位置づけを提示した。

日本においては、戦前、戦後を通じて社会的防衛色の強い施策が続き、精神障害者が、障害者として法的に認められたのは1993年の障害者基本法から、また福祉の対象として位置づけられたのは1995年の「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」からであり、身体障害者と比べて約50年の遅れをとっている。しかしながら2003年には医療観察法が制定される等、保安、隔離の対象となる装置は維持されており、地域のサービス利用も他の障害に著しい後れを取っている現状にある。

PSW 自身は1940年代後半から、病院、保健所、そして共同作業所などに配置されたが、1973年に人権侵害に対してその専門性への課題を突きつけた「Y問題」が発生した。1987年「精神保健去」において漸く社会復帰施設が法的に位置づけられた後、実践の場が広がり、1997年に国家資格としての精神保健福祉士法が成立した。

PSW は、このような歴史的背景の中で、精神障害者個人の尊厳を守ることと社会防衛的役割、医療機関職員としての倫理と PSW の専門的倫理の間の葛藤を抱えながら、根強いスティグマの存在とそれを内在化させた当事者への支援、また新たな社会資源の創造や政策提言等々、精神障害者が生きることの存在価値を探る実践を展開してきた。

以上のような経緯のなかで、PSW に関する研究は、多くは実践報告に限定され、実践モデルやスキルについて質的・量的調査によって検証したものは少なく、業務の包括的な、あるいは日本固有の内実を把握するには至っていない。他方で、実際には質の高い実践が展開されている現実が予測されることから、「質の高い実践」や「そのために必要とされる要素」について明らかにし、一定の指針を提示するために本研究を行ったことが述べられている。

第2章では、PSW 実践を理論枠組みから検討するために、特に関係性に関連すると予測されるエンパワメント理論と、対立する概念としてのパターンリズムの双方についてレビューしている。エンパワメント理論は、個人の力と社会の抑圧構造に注目したものであり、ソーシャルワークに導入されたことにより、関係性におけるパートナーシップ、ソーシャルワーカーの役割における協働者、クライアントの捉え方におけるストレングスを備えた存在へとパラダイムシフトがなされた。一方、パターンリズムは、本人自身の保護のために、その自由に干渉することが基本的な特質とされており、その類型や正当化基準について整理した。

他方で、運動理念として誕生したエンパワメント理論の援助理論としての適用の限界、適用が適切ではない場合の課題にも言及し、一方でパターンリスティックな介入が、正当化基準に照らされることなく無自覚に検証されないままに行われている現状を提示することによって、実践現場では双方が混在している状況であることが論じられた。

第3章では、PSW 実践を構成する要素を抽出するための2つの質的調査の結果が提示されている。一つは、精神障害当事者を調査協力者としてフォーカスグループインタビューを実施し、ニーズ構造分析を行った。その結果、より良い援助のためには、「PSW と当事者との関係性」と「PSW のあり方」が重要であることが示唆され、前者においては、「対等」であり「双方向」であることが期待され、越えられない壁があることを認めつつも、「両者がそれぞれ成長する」ことで信頼関係を形成し、「パートナーシップ」へ至ることが示された。また後者においては、「ポリシーを持つ」「成長」「地位向上」「経験」という4つの概念が抽出された。

二つには、エキスパート PSW13名を調査協力者とするインタビュー調査を実施し、KJ 法により分析が行われた。ここでも、「PSW とクライアントとの関係性」と「PSW 自身のあり方」が重要であることが明らかになり、前者では、「対等であるが平等ではない、役割分担のある特殊な関係」「双方向の関係」「信頼関係」から「パートナーであり運命共同体」に発展する様子と、「状況によって関係を変える」という様相を抽出した。また後者としては、「知識・技術・価値・経験・熱意・感性の全て」「人間観・人生観」さらに「謙虚に実践を振り返りながら成長し続けること」などが多様に抽出された。

2つの質的調査により得られた構成要素は殆ど一致しており、「PSW のあり方」、「PSW-クライアント関係」の他に、カテゴリーとして抽出された「対象者観」のいずれにおいても、エンパワメント理論における3つのパラダイムシフトの枠組みが実践を支える要素であることが示された。

第4章では、上記の3つの要素を「関係性」「自己規定」「対象者感」として概念整理を行い、先行研究をレビューしている。その結果、エンパワメントとパターンリズムが、すべての概念において包含されていることが示され、「関係性」は、パートナーシップ VS 一方的な信頼関係、「自己規定」は脱専門性を目指す専門職 VS 伝統的治療者としての専門職、「対象者観」は、ストレングスを持つ責任主体 VS 疾患を負ったことによる問題を持つ人という構図を持つと仮定することができた。

第5章では、以上を踏まえて、量的調査を3回実施し、(1)「自己規定」、「対象者観」、「関係性」、「実践」はどのような因子群として測定できるか、(2)「自己規定」と「対象者観」は「関係性」を予測するか、(3)「関係性」は「実践」にとって重要か、(4) 4つの概念間のその他の関連はあるか、の4点をリサーチアクションとして設定している。

対象は、第一の量的調査ではスノーボールサンプリングの105名、第二の量的調査では某県精神保健福祉士協会会員475名、第三の量的調査では全国精神保健福祉士協会会員5,595名である。分析方法は3回とも共通で、回答は4件法で、全てカテゴリカルデータとして分析した。探索的因子分析を行い、因子構造の確認後、確証的因子分析を行い、項目反応理論で回答者の能力値を算出し、4つの概念を観測変数として重回帰分析を行った。項目反応理論は、一つ一つの項目の難易度や識別力を持ち、また回答者の能力や態度といった特性を測定できることから、項目群の精度や回答者の能力を可視化できるという理由から採用した。また属性と各因子との関連については一元配置分散分析と t 検定を実施した。

その結果、「自己規定」は、「連帯者」「省察者」「援助者」「use of self」の因子、「対象者観」は、「師匠」「被保護者」「責任主体」「ストレングス」の因子、「関係性」は、「パートナーシップ」「職業的援助関係」「柔軟」「信頼関係」「対等」の因子、「実践」概念は、「個別支援」「集団支援」「地域支援」「疾病管理」因子で構成されることが示された。

回帰分析の結果では、「自己規定」と「対象者観」は「関係性」に、逆に「関係性」は「自己規定」と「対

対象者観」に、さらに「関係性」は「実践」に有意に関連することが明らかになり、その他にも4つの概念の関係が示された。また年齢や教育機関、経験年数、所属機関等の属性による各概念の因子間の差が有意に示された。

以上の結果から、(1)「自己規定」、「対象者観」、「関係性」、「実践」という個々の概念の中に、エンパワメントとパターンリズムは両方が存在していることが確認できたこと、(2)また「自己規定」と「対象者観」が「関係性」に影響していることにより省察の重要性が提示されたこと、(3)また「関係性」が「実践」行為に影響を与える重要な要素であることが示された。そしてこのことは、坪上の「循環的援助関係」、すなわち援助関係の結果としてワーカーもクライアントも変わるという主張を裏付け、PSWの関わりから学ぶ、省察する姿勢の重要性、さらにはソーシャルワークの歴史の中で常に謳われてきた「関係性」が実際に実践行為に影響していることが実証できたと考察した。

第6章では、結論として、PSWと精神障害当事者との関係性を中心として、ソーシャルワーク実践の構造について、改めて理論的枠組みを踏まえて考察が加えられている。

すなわち、エンパワメントとパターンリズムは、実践において両方が存在しており、「自己規定」は連帯者 VS 援助者、「対象者観」はストレンクス VS 被保護者、「関係性」はパートナーシップ VS 職業的援助関係を含み、状況に合わせて変化していくものである。このため、PSWは、自らの役割をどのように規定し、どのような立場で何を目的にクライアントと関わるのかを省察しつつ支援に臨むことが求められる。特にパターンリスティックな介入には、当事者から評価を受ける立場を意識して、対等な信頼関係のもと、無意識のパターンリズムの隠ぺいにならないように自己決定への支援プロセスを進め、説明責任を果たすことの必要性が示唆された。

また、「関係性」「自己規定」「対象者観」のそれぞれについても詳細な考察を行い、特にPSWとして、精神障害当事者と共に学び合う、共に成長する、省察する、当事者を尊敬する存在としてストレンクスを見出す等の観点の重要性を主張している。

次に本研究の意義として、PSW実践の主要概念の可視化、関係性を中心にしたPSW実践の構成要素の関連の明確化、実践理論に向けた示唆、教育・訓練への貢献が挙げられている。一方で限界として、本研究では、実際には援助のプロセスにおいて柔軟に変容する概念を、断面における構図としてしか捉えられなかったこと、項目反応理論では多くの項目を使って能力値を測定しようとするため、因子分析の結果が十分な水準でなかったこと、効果測定の評価が出来ていないこと、PSW以外の領域への般化の可能性への議論がなされていないことが挙げられた。

最終の第7章では、現任訓練と養成教育への提言が行われている。現任訓練では属性別の研修の必要性、成長段階による達成課題を明確にした研修の必要性を示唆した。また養成教育においては、「自己規定」「対象者観」が、「関係性」や「実践」に影響することを踏まえて、エンパワメントを中心としつつ、パターンリズムの持つリスクを踏まえ、両面から教育する必要性が強調された。

論文審査結果の要旨

大谷京子氏は、大学卒業後10年に亘るPSWとしての実践経験を持つ研究者であり、本論文はそのことの強みを十分に活かすことが出来た成果と評することができる。すなわち、現場で体感した質の高い実践の可視化と、それをPSWの質の向上に繋げたいという思いを一貫して探究しつづけ、的確な研究方法を基に、論理的な一貫性を堅持し、エビデンスを提供する実証研究として結実させることが出来た。

以下に審査結果の要旨を5点に整理した。

1. 「関係性」を中心としたソーシャルワーク実践の可視化

ソーシャルワーク実践は、基本的にソーシャルワーカーとクライアントの交流を基点として展開されるが、それらを構成する要素が双方において多岐に亘ることから、その内実を可視化することが非常に困難とされてきた。しかしながら学際的に、特に医療保健分野においては、アカウンタビリティを伴うソーシャルワーク実践の明示は喫緊の課題といえる。

ソーシャルワークはその成立以来、一貫してソーシャルワーカーとクライアントの「関係性」が、核となる要素として認識されてきた。本論文はそこに焦点を当てて取り組むことで、その内実、構成要素、それらの関連を明示することが出来たことは、ソーシャルワーク実践の質の向上・発展に大きく貢献できると評される。

2. 方法における的確さと精緻さ

本論文の研究方法は、Mixed-method の探索的順次デザインである。1で述べたようにソーシャルワーク実践を構成する変数が多様なことから、まず質的調査として言語化の可能な当事者、およびエキスパートのPSWにインタビューを行ったことには、時に実践の質の高さや重みを知らずに演繹的にスタートしてしまう研究が散見される中で、現場をよく知る、また氏自身がおそらくエキスパートであることの強みが活かされたと考える。一方で関係性を分析する理論的な枠組みとして、エンパワメント理論とパターンリズムの双方について、レビューを詳細に分厚く重ね、課題や功罪を含めて的確に分析、整理を行った。そして質的調査で得た結果を理論に照らして考察した上で、抽出された3つの構成概念について、さらに丁寧にレビューを行い、量的調査に繋げた。3回の調査での項目群の精査のプロセスも丁寧に言語化され、因子分析におけるリタラシーを感じさせた。

近年Mixed-methodが日本において紹介される機会は増えたものの、実際にその意義を踏まえ丁寧なデザインの下に実行された研究は数少ない。本論文は、その点において、調査設計は元より、文献レビューを含め、堅実且つ的確に粘り強く進めた姿勢が有意義な研究成果に繋がったと評価される。

3. 教育・研修への貢献

確とした問題意識と方法論に裏付けされて、本論文において抽出された構成要素は、下位概念に至るまで分かりやすく、従って現場にも理解が容易で、応用しやすい内容となった。特に、エンパワメントとパターンリズムの双方が織りなす実践のプロセスにあって、前者を中心として当事者と共に学び成長していく姿勢、そして省察の重要性についてエビデンスを示せたことの意義は大きく、今後の教育内容の向上に繋がる事が期待できる。また現任研修では、属性により有意な差が出たことは、これまでの研修、教育の内容に一定の意味を示せたと同時に、今後の研修内容やシステムの構築に対する貢献度も非常に高い。

4. 主な各章を論文として既に公表済みであること

本研究は、第1章1篇、第2章1篇、第3章3篇、第4章1篇、第5章3篇、計9篇を論文として既に公表しており、その内6篇は、査読付き論文である。また、第5章の第3回目調査を公表した論文、『精神保健福祉領域におけるソーシャルワーカー―クライアント関係に関する実証研究―「ソーシャルワーカーの自己規定」、「対象者観」、「関係性」概念を用いて―』『社会福祉学』51(3), 31-43, 2010. は、2011年度日本社会福祉学会論文部門奨励賞を受賞したところでもある。

このように、研究の手続きを確実に踏みながらその成果を順次公表していく姿勢は、研究内容は元より、研究者としての資質において十分な評価に値するものである。

5. 課題と今後の期待

先述のようにソーシャルワーク実践の内実の可視化はその変数の多様性により、困難を伴う。氏自身も述べているように、実践現場での系時的な状況や文脈をアセスメントし、柔軟に当時者との関係性をどのように形成していくか、その構成要素はどのように変化するのか、さらにはその際の効果測定のエビデンスへの課題が残されている。また、精神保健福祉領域に関わらず重要とされている「関係性」の他領域での検証も

期待される。そして、比較的近い目標としては、研修や教育に活かせる自己評価尺度への精緻化と、具体的な研修・教育プログラムへの発展が望まれるところである。

最後に論文としての若干の課題を指摘する。一つは、全般に調査結果の内容自体は大変分かりやすいものになっているが、結果に忠実且つ誠実になるあまり記述が分厚くなり、読み手の分かりやすさという点では若干の課題を残したと言える。今後研修・教育課題を遂行するなかで、図を使用するなどにより伝達の有効性、効率性への工夫をされることを期待したい。二つには、本研究において項目反応理論を使用したことの意義や意味、限界をもう少し分かりやすく説明することにより、今後のソーシャルワーク実践に関わる研究の進展に寄与する可能性が高まると考えられる点を指摘しておきたい。

以上のような審査結果を以て、審査委員会は、大谷京子氏の学位請求論文は、博士学位（人間福祉）論文としての水準に十分に到達しており、博士学位授与に値するものとの結論を得たのでここに報告する。